令和８年 11 月 17 日
大阪市福祉局

大阪市福祉局難聴高齢者補聴器購入費助成事業等担当職員（会計年度任用職員）募集要項

１　募集人数

１名

２　業務内容

難聴高齢者補聴器購入費助成事業等に関する業務

（１）窓口相談、電話対応業務
（２）申請書受付及び審査補助業務
（３）書類不備等の対応連絡
（４）医療機関及び補聴器専門店への対応業務
（５）助成対象者決定通知書の作成、発送業務
（６）介護予防活動実施状況報告に係る書類確認、資格確認
（７）アンケートの入力・編綴
（８）その他、簿冊整理等の事務補助業務

３　応募資格

次の要件をすべて満たす方がこの試験を受けることができます。

（１）　一般的な電話対応及びパソコン（Word、Excel、Outlook など）操作が可能な者
（２）　地方公務員法第 16 条各号に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋)】

（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就

職が制限されている在留資格の方は採用されません。

４　任用期間

令和９年１月１日から令和９年３月 31 日まで

（注）勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（２回まで最長３年度）

５　勤務条件等

（１）勤務時間・日数

午前 10 時 00 分から午後４時 45 分まで（休憩 45 分）

１日６時間、週５日（30 時間）勤務

（２）休日

ア　日曜日及び土曜日

イ　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ　年末年始（12月29日から翌年の１月３日までの間）

（３）勤務場所

大阪市北区中之島１－３－20　大阪市役所２階

大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進グループ）

（４）報酬等

ア　報酬（月額）

176,436 円～196,620 円(予定)

（注）採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

イ　期末手当（６月と 12 月に支給）

445,501 円～496,466 円（６月、12 月の合計額）

（注）期末手当は、2.5250 月分です。（支給日以前６か月の勤務日数等により支給率が調整されます。）

ウ　勤勉手当（６月と 12 月に支給）

365,553 円～407,372 円（６月、12 月の合計額）

（注）勤勉手当は、１年目は 2.0719 月分ですが、再度の任用がされた場合、２年目以降は 2.1250 月分となります。（支給日以前６か月の勤務日数等により支給率が調整されます。）

エ　年収見込

2,928,286 円～3,263,278 円

- 上記の他に通勤手当等が支給されます。
- 上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時に変更されることがあります。

（５）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

ア　年次休暇

５日（令和９年４月１日付けで再度の任用がされた場合に、追加で12日付与されます）

イ　特別休暇【有給】

夏季休暇、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇、忌引休暇、結婚休暇、災害時による通勤時の出勤困難な場合、育児時間休暇、子の看護等休暇（注）、短期介護休暇（注）、ドナー休暇　等

ウ　特別休暇【無給】

生理休暇、妊娠障害休暇

その他、育児休業等制度、介護休暇制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

（６）社会保険

健康保険（共済組合短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険

（７）服務

- 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

（８）その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

６　選考方法

（１）筆記（小論文１問）試験（応募時提出）

応募時に筆記（小論文１問）試験を実施します。所定の申込書等と合わせて提出してください。

ア　問題

「高齢者に対して大阪市の介護予防施策を推進するにあたって、職員として求められること及びその対応」について、あなたの考えを**800字程度**で記載（ボールペンによる手書きに限る）してください。

イ　解答用紙

様式は大阪市ホームページから取得してください。

（２）口述（面接）試験

７　口述（面接）試験の日時及び会場

（１）日時（予定）

令和８年 12 月７日（月曜日）午後１時 30 分

（２）場所（予定）

大阪市役所　２階会議室

（大阪市北区中之島１－３－20　大阪市役所内）

（注）詳細については、申込者宛て送付する「受験票」にて案内します。

（注）申込者の状況により変更となる場合があります。

８　申込方法等

（１）提出書類

次の書類を**「会計年度任用職員（難聴高齢者補聴器購入費助成事業等担当職員）採用申込書等在中」**と朱書きした封筒に入れ、持参または郵送等で提出してください。

なお、郵送等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込んでください。送付された場合に発生した事故については、責任を負いません。

また、送付料金不足の場合は受け付けません。なお、書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

ア	**大阪市会計年度任用職員採用申込書** （注）過去３か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 （注）採用申込書は本市所定の様式（両面印刷）に限ります。後掲の提出書類配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。	１通
イ	**申し立て書** （注）地方公務員法第 16 条に該当しない旨の申し立て。申し立て書は本市所定の様式（両面印刷）に限ります。後掲の提出書類配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。	１通
ウ	**筆記試験（小論文）解答用紙** （注）別添「筆記試験（小論文）解答用紙」を使用してください。	１通
エ	**「受験票」送付用の定型封筒（長型３号）**	１通

	（注）必ず申込者の宛先を記載のうえ、110 円切手を貼付してください。	

（２）申込方法

ア　申込期間

令和８年 11 月 17 日（火曜日）から令和８年 11 月 30 日（月曜日）まで

（ア）持参の場合

令和８年 11 月 30 日（月曜日）午後５時 30 分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く午前９時 00 分から午後５時 30 分まで　※ただし、午後 0 時 15 分から午後１時 00 分までの時間帯を除く）

（イ）郵送の場合

令和８年 11 月 30 日（月曜日）（当日必着）

イ　提出先及び提出書類配布場所

〒530-8201　大阪市北区中之島１－３－20　大阪市役所２階

大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進グループ）

〈最寄駅〉Osaka Metro　御堂筋線/京阪本線「淀屋橋」駅

京阪中之島線「大江橋」駅

（３）「受験票」送付

試験の時間、会場等の詳細を記載した受験票を、令和８年 12 月１日（火曜日）（予定）に送付します。

なお、令和８年 12 月３日（木曜日）までに受験票が届かない場合は、福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進グループ）（06-6208-9957）あてご連絡ください。

９　試験結果の発表

- 試験結果は令和８年 12 月９日（水曜日）に発送し、合否に関わらず、受験者本人あてに文書で通知します。なお、電話やメール等でのお問い合わせにはお答えできません。また、令和８年 12 月 14 日（月曜日）までに合否通知が届かない場合は、福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進グループ）（06-6208-9957）あてご連絡ください。

（注）合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

- 合格者は、採用候補者名簿に登載され、当該名簿に記載された者の中から採用予定者を決定します。
- 採用候補者名簿に登載された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、その都度、採用予定者とします。なお、

採用候補者名簿の登載期間は令和９年３月 31 日までです。

- 採用候補者名簿に登載されても、採用時期が令和９年１月２日以降になる場合や採用されない場合があります。
- 合格後、若しくは採用候補者名簿に登録後に受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

10　その他

- この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- 受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大阪市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

11　応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われています。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

２　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあたっては、それを市民に見せないこと
・入れ墨の施術を受けないこと

12　問合せ先

〒530-8201　大阪市北区中之島１－３－20　大阪市役所２階
大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進グループ）
電話:06－6208－9957　ファックス：06－6202－6964
※ お問い合わせは、土曜日・日曜日・祝日、12 月 29 日から１月３日を除く午前９時 00 分から午後５時 30 分まで（ただし、午後０時 15 分から午後１時 00 分までの時間帯を除く）にお願いします。